

平成26年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第5日目)

平成26年3月17日(月曜日)

午前9時36分開議

- 第13 議案第 7号 平成26年度訓子府町一般会計予算について
第14 議案第 8号 平成26年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
第15 議案第 9号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
第16 議案第10号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計予算について
第17 議案第11号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
第18 議案第12号 平成26年度訓子府町水道事業会計予算について
第19 議案第13号 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第20 議案第16号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
第21 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
第22 議案第18号 北見地域障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
追加日程
議案第20号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
第24 請願第 1号 TPP交渉からの撤退を求める請願書
追加日程
意見書案第1号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書
意見書案第2号 「特定秘密の保護に関する法律」の凍結を求める要望意見書
意見書案第3号 介護保険制度見直しに関する要望意見書
第25 報告第 1号 定期監査結果報告について
第26 報告第 2号 出納検査結果報告について
第27 報告第 3号 所管事務調査結果報告について
第28 ー 所管事務調査について

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	佐藤	純一	君
福祉保健課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課業務監	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	平塚	晴康	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	上野	敏夫	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長	飯田	洋司	君
監査委員	山田		稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さんご苦労様でございました。

それでは、予算審査特別委員会が終了いたしましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

谷本農業委員会会長から本日、欠席の報告がありました。なお、谷本農業委員会会長については、本日から今定例会閉会までの欠席であります。

また、山田代表監査委員から、本日の午前中の欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） ここで、日程に先立ち、議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告をお願いしたいと思います。

○議会運営委員長（工藤弘喜君） それでは、議長のお許しがありましたので、ただいまから追加議案の取り扱いについて、ご報告を申し上げます。

3月13日、予算審査特別委員会の散会後に議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の案件の取り扱いについて協議を行いました。

案件につきましては、既に皆様に配布をしておりますとおり議案第20号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）について、これについて協議いたしました結果、本会議に提出することを決定いたしました。

なお、審議につきましては、議案第18号の質疑、討論、採決が終了した後、行うことといたします。

以上のおり議会運営委員会で決定いたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上であります。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり追加議案として提案されました議案第20号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）について、日程に追加したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第20号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、議案第11号
議案第12号

○議長（橋本憲治君） これより、一括議題の議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の質疑、討論、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号から議案第12号までは、予算審査特別委員会に付託し、委員については、議長を除く全議員で行いましたので、委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略することとし、質疑についても省略をし、これより討論を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告並びに質疑を省略し、これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ございませんか。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。先ほど予算審査特別委員会の申し入れに対して町長から回答がありましたけれども、ここで私は26年度予算案についての賛成討論として行いたいと思います。

26年度予算案については、現在の財政状況を踏まえて、町民の生活支援を中心に今までの行政運営の理念を踏襲したものと評価しているところであります。今予算においても次年度以降の大型投資事業に向けての歳出計上がありますように、今後の財政運営は、予算を許さないというふうに思っているところであります。

また、先ほど町長からもありましたけれども、議会においては、丁寧な説明に努力されているということは認めるところでありますけれども、執行体制として、このことを議員に強調する姿勢は、町民の声に耳を傾けるという基本理念から乖離するという感じも受けたところであります。

また、今予算については、町民本位のまちづくりのためにも執行体制がこぞって町民の思いを受け止める配慮の中で、26年度予算の執行を丁寧に遂行することを願って私の賛成討論といたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号

○議長(橋本憲治君) これより、提案理由の説明が終わっております議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第13号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

議案書78ページでございます。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の質疑を行います。議案書85ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の質疑を行います。議案書92ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の質疑を行います。議案書93ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長(橋本憲治君) 次に、追加議案であります議案第20号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書132ページでございます。

副町長。

○副町長(佐藤明美君) 議案書の132ページをお開き願いたいと思います。

それでは、議案第20号 平成25年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)についてでございますけども、平成25年度訓子府町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、第1条にありますように歳入歳出それぞれ1億294万2千円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,291万7千円とするも

のでございます。

次に、第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますので、これは後ほどご覧をいただくこととしまして、内容については、135ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

続いて、その下の第2条になりますけれども、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について定めてございます。

その内容は、134ページの「第2表 繰越明許費」に記載しておりますけれども、今回は国の補正予算に関連する事業でございますので、6款の農林水産業費では、道営訓子府北西地区農地整備事業で800万円、その下の道営訓子府高園地区農地整備事業200万円。8款、土木費では、旧訓子府駅周辺整備事業で3千万円、その下の公営住宅建設事業6, 125万円、計4本の事業、総額1億125万円でございます。

なお、今回の繰り越しにかかる追加補正分につきましては、平成25年12月5日に閣議決定されました「好循環実現のための経済対策」に基づきまして、「競争力強化策」、「復興、防災・安全対策の加速」及び「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」の3分野に重点化した所要の経費及び公共事業の契約の前倒しが行われたものですが、補助金等の内示が遅れたこともございまして、今回追加させていただくものでございます。

この詳細については、後ほどまた説明させていただきます。

次、一番下の第3条になりますけれども、地方債の補正について定めております。その内容については、134ページ、下の表の第3表になりますけれども、地方債の補正、一番上が道営訓子府北西地区農地整備事業で限度額240万円、その下の道営訓子府高園地区農地整備事業で限度額60万円、その下の旧訓子府駅周辺整備事業で限度額1千万円、それぞれ証書借入で、利率5%以内ということになってございます。

それでは、140ページをお開き願いたいと思います。

ここでは、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になりますけれども、一番下の右側の下から3行目にありますように、この4本の起債を加えた後の平成25年度末現在高見込額は、46億1, 132万8千円ということになってございます。

事業の内容につきましては、繰越明許費同様、この後の事項別明細書の中で、詳細を説明させていただきます。

それでは、135ページにまた戻っていただきたいと思います。

それでは、135ページ以降の事項別明細書を説明いたしますが、この説明は、歳出を中心に今回行いまして、その財源となる歳入は、事業本数が少ないことから、その後に説明したいと思っております。

なお、これら事業に関する内容については、別に「投資的経費事業」の資料が付いていると思っておりますけれども、これは後でご覧になっていただければと思います。

また、この繰越明許費にかかる事業については、新年度予算の中でも少し触れましたけれども、平成26年度当初予算にすべて含まれておりますので、新年度分につきましては、6月の補正予算の中でその分は整理させていただきたいということでございます。

それでは、137ページ、歳出の部分から説明いたします。

137ページの一番上の表の2款、1項、1目、一般管理費、事業区分でいいますと各種基金積立金です。これについては、ふるさと思いやり寄付金の3件分の5万円の追加をしております。

次に、真ん中の表の2款、2項、2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収経費では、個人町道民税の大ききは、2件の更正申告に伴う還付が生じたことによりまして40万円を追加しているところでございます。

一番下の表になりますけれども、6款、農林水産業費、1項、5目の事業区分、農業基盤整備事業では、負担金、補助及び交付金の道営訓子府北西地区農地整備事業負担金としまして、面整備で区画整理で9.6haの工事費4千万円になりますけれども、その地元負担率が20%、4千万円の事業に対しまして20%で800万円を計上しているものでございます。この事業については、繰越対象の事業となります。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業では、これは面整備40haの調査設計分の事業費で1千万円、地元負担20%、それで200万円の計上ということでございます。この事業につきましても繰越対象の事業費ということになります。

次に、138ページになりますけれども、138ページの一番上の表になります。

8款、土木費、3項、3目、道路新設改良費、この事業区分で旧訓子府駅周辺整備事業では、主に面的整備を中心に2.9haの銀河公園造成工事ということで、事業費3千万円の計上ということでございます。この事業も繰越対象の事業です。

次に、138ページの真ん中の表になりますけれども、8款、6項、2目の住宅建設費の事業区分、公営住宅建設事業では、工事費で末広団地1棟3戸、建設費で5,670万円と1棟4戸の解体、これは410万円、合計で6,080万円、それにその下のほうにあります補償、補填及び賠償金で、移転料としまして、5件分45万円がありますけれども、これらを合計しまして、6,125万円の計上ということになってございます。なお、この事業につきましても繰越対象の事業ということになります。

次に、一番下の表の10款、教育費、6項、3目ですけれども、給食センター費、事業区分、給食センター一般経費になりますけれども、これは平成8年購入のスチームオーブンが使用不能になったということで、今回1台購入することとしまして、備品購入費で124万2千円を計上しているものでございます。スチームオーブンでございます。

それでは、135ページに戻っていただきたいんですけども、これは歳入になります。

一番上の表になりますけれども、9款、1項、1目の地方交付税の普通交付税3,621万5千円につきましては、今回追加補正の一般財源分を調整するというものでご理解いただきたいと思っております。

次に、真ん中の表になりますけれども、11款、1項、1目の農林水産業費分担金、この道営訓子府北西地区農地整備事業では、パワーアップ分の受益者負担金でございまして、区画整理の内、心土破碎分50万円の20%で10万円、その他3,950万円の事業になりますけれども、これが7.5%、296万3千円、あわせまして306万2千円の計上ということですので。

その下の道営訓子府高園地区農地整備事業では、事業費1千万円の受益者負担が7.5%で75万円の計上ということで、分担金合計では、381万2千円ということになってございます。

次に、一番下の表になりますけども、13款、2項、3目の土木費国庫補助金の公営住宅整備事業費補助金では、公営住宅建設1棟3戸の補助対象経費が4,900万円、解体1棟4戸で410万円、動産移転補償45万円、合計5,355万円の補助率2分の1で2,677万5千円の計上ということになってございます。

その下の道路橋梁費補助金、駅周辺整備事業、事業費が3千万円になりますけども、そのうちの補助対象経費が2,500万円でございますので、2,500万円に対して補助40%で1千万円、それとがんばる地域交付金で1千万円、これらあわせまして合計で2千万円の計上をしているものでございます。

次に、136ページ、一番上の表の14款、2項、4目、農林水産業費道補助金、食料供給基盤強化特別対策事業補助金では、これは道営農地整備事業にかかるパワーアップの道費負担分になりますけども、前段の分担金のところでご説明いたしましたように北西地区3,950万円と高園地区1千万円、これらの事業に対しまして道の負担分で6.25%、309万円の計上でございます。

次に、真ん中の表になりますけども、16款、1項、2目、総務費寄付金では、ふるさとおもいやり寄付金として、3件分で5万円を計上しております。

なお、これにつきましては、基金積立金としまして、歳出のほうでご説明したとおりということでございます。

一番下の20款、1項の町債ですけれども、これは134ページの「第3表 地方債補正」の中でご説明したとおり合計で1,300万円を計上してございます。

以上で最後になりますけども、別に配布しております「資料1」を見ていただきたいと思っておりますけども、これは、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）になりますけども、今回の補正予算によりまして、基金積立の追加を行った後の一般会計の基金保有高見込みということで、右側の下から4行目にありますように39億6,481万円ということになってございます。

あとその後ろのほうにあります「資料2」につきましては、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しておりますので、これは最初に申しましたように、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、平成25年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の内容につきまして、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。138ページの道路新設改良費の旧駅周辺整備事業について、お伺いいたします。

これは、以前に説明を受けて地図もいただいたんですけども、具体的な、これにはヘリポートなんかもありますし、この事業内容について、具体的なものがありましたらお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 予算書138ページの道路新設改良費、一番上の段になりませんが、旧訓子府駅周辺整備事業、予算に関連してということで、以前お配りしてありました全体の計画図について、今後の予定も含めてご説明をさせていただきたいと思いません。

お尋ねのありましたヘリポートにつきましては、基本的にあらためた整備というのは、考えてございません。それについては、まず、ご理解をいただきたいと思いません。

今回、予算補正で追加しております3千万円につきましては、当初予算で計上してありました3千万円とまったく同じ内容のものを前倒して行うということでございます。

再度申し上げますと通路移設を含む芝生広場の整備として1,400万円、それと立木移設として78株になりますけれども500万円、遊具広場300万円、管理通路、これは駅のホームの下の部分でございますけれども、ここをコンクリートで整備する、これが250万円。それと排水施設200万円、インターロッキングブロック200万円、それと照明柱が150万円、それで予算的には3千万円で、まず前倒して実施するというものであります。

あと今後の予定なんですけれども、この事業につきましては、今のところ24年度の補正予算からはじまりまして、幸町線が終わりました。そして今回の補正とそれと来年以降の分としましては、南12線の歩道整備343mでございますけれども、それを予定しております。それと交流センターのホーム側に出るタープ、それと出入口のドアの増設、それとモニメントの整備、新設ですね。それと第2駐車場、駅の交流センターの東側になりますけれども、そこに拡張する駐車場、それと遊具、最終的には、費用効果分析調査というのを実施しなければならないことになっております。先週、道のほうのヒアリングを受けてきた状況で申しますと大きなものはほとんど26年度で、今回、27年度予定していたものを26年度に前倒して、大きなものはほぼ終了できるのかなど。ただ若干事業費がオーバーする見込みでありますので、費用効果分析調査も含めて27年度に若干かかるという状況になってございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第24、請願第1号 TPP交渉からの撤退を求める

請願書を議題といたします。

まずもって、紹介議員からの説明を求めます。議案書95ページになります。

小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、この内容につきましては、請願趣旨の朗読をもって説明にかえたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議案書の95ページでございます。

TPP交渉からの撤退を求める請願書

訓子府町議会議長 橋本憲治様

紹介議員 小林一甫
請願者 訓子府町仲町25番地
訓子府農民連盟
委員長 谷道弘
訓子府町字北栄224
訓子府農民組合
委員長 加藤和寿

（以下、請願書朗読、記載省略）

以上、請願の内容をご理解の上、ご審議いただき、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、請願第1号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択されました。

◎追加日程の議決

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

今定例会に河端芳恵君ほか4名から、意見書案第1号 TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書、西山由美子君ほか8名から、意見書案第2号 「特定秘密の保護に関する法律」の凍結を求める要望意見書、同じく西山由美子君ほか4名から、意見書案第3号 介護保険制度見直しに関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号、意見書案第2号、意見書案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、資料の配布の関係から、暫時、午前10時30分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎意見書案第1号

○議長（橋本憲治君） それでは、意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第1号について、ご説明いたします。

意見書案第1号

TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年3月17日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者 訓子府町議会議員 河 端 芳 恵

同じく 山 本 朝 英

同じく 工 藤 弘 喜

同じく 余 湖 龍 三

同じく 橋 本 憲 治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

TPP等国際貿易交渉に関する要望意見書

（以下、意見書案朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
内閣府TPP担当大臣 様
農林水産大臣 様
外務大臣 様
経済産業大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑に入ります。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号について、ご説明をいたします。

意見書案第2号

「特定秘密の保護に関する法律」の凍結を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年3月17日

訓子府町議会議長 橋本憲治 様

提出者 訓子府町議会議員 西山由美子
同じく 安藤義昭
同じく 小林一甫
同じく 佐藤静基

同じく 上原豊茂
同じく 河端芳恵
同じく 山本朝英
同じく 工藤弘喜
同じく 余湖龍三

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

「特定秘密の保護に関する法律」の凍結を求める要望意見書
(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君）お諮りいたします。

意見書案第2号については、提出者が議長を除く全議員であるため、質疑並びに討論を省略し、これより採決を行いたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）異議なしと認めます。

よって、質疑並びに討論を省略し、これより採決を行います。

これより、意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（橋本憲治君）次に、意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） それでは、引き続き、意見書案第3号について、ご説明をいたします。

意見書案第3号

介護保険制度見直しに関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成26年3月17日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者 訓子府町議会議員 西 山 由美子
同じく 安 藤 義 昭
同じく 小 林 一 甫
同じく 佐 藤 静 基
同じく 上 原 豊 茂

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

介護保険制度見直しに関する要望意見書

(以下、意見書案朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月17日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより、質疑に入ります。

質疑は、提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第25、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。議案書96ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、議案書の96ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号

定期監査結果報告について

監査委員から定期監査について、次のとおり報告があった。

平成26年3月6日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

記

別紙

次のページ、97ページをお開き願います。

平成26年2月6日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 小林一甫

平成25年度 定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第9項の規定によって、平成25年度の定期監査の結果を報告します。

記

平成25年度 定期監査結果報告書 別紙

次の99ページをお開き願います。

「3. 監査結果及び意見」という項目がございます。ここの報告のみを朗読させていただきまして、それ以外の報告書の資料につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

3. 監査結果及び意見

平成25年12月31日現在の一般会計、特別会計及び事業会計に関連した財務事務の執行、事業の経営管理等について監査を実施しました。

監査の内容は、各課等共通項目として本年度購入の備品状況と廃棄等備品の処分状況及び各課個別項目として入札執行状況をはじめ本年度の特殊事業を含む20項目の事務事業(別紙1参照)を指定しました。

その結果、事務事業は適正に執行、管理が行われていることを認めます。

なお、今後さらに良好な状況が継続されることを望み、次の事項に留意願います。

① 平成20年度にスタートした財政運営の基本であり、収支改善目標額を12億円とした「財政健全化戦略プラン」は平成26年度で終了となります。

その総括をしつつ、今後の財政健全化のための具体的方策の検討が必要と思われま

② 国民健康保険事業につきましては、会計運営の基礎であります国民健康保険税の徴収率は高い水準で推移しています。

しかし、税額につきましては当初予算額を確保できない見込みで、本年度も一般会計から多額の繰り入れをしなければならない状況から、対策の検討が急がれます。

③ 上水道事業につきましては、給配水等の大きな事故もなく順調な運営が継続されています。

しかし、前年度向上をみた有収率が本年度は若干低下している状況にあり、さらなる向上対策を望みます。

また、将来の本町の上水道についての指針であります「水道ビジョン」に掲げています施策のひとつ「未普及地域の解消及び飲用井戸等の衛生対策」につきまして、町民の生活基盤である安全な水の確保という観点から早急な実態調査と改善が必要と思われます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第26、報告第2号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

議案書111ページです。職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） 続きまして、議案書の111ページをお開き願います。
報告第2号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成26年3月6日提出

訓子府町議会議長 橋本 憲 治

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年1月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲 治 様

平成26年1月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一 甫

次のページ、112ページ、113ページ、114ページにつきましては、説明を省略させていただきます。115ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年2月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲 治 様

平成26年2月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一 甫

次のページ、116ページ、117ページ、118ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、追加で配布させていただいております3月分の例月出納検査結果報告について、ご報告申し上げます。119ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年3月5日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成26年3月5日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページの120ページ、121ページ、122ページにつきましても、先の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（橋本憲治君） 日程第27、報告第3号 所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

議案書123ページでございます。

2つの常任委員会から平成25年度の閉会中に実施した「所管事務調査」について、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から報告をいただきたいと思います。

まず、最初に、総務文教常任委員会からお願いをいたします。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） ただいま、議長からのお許しをいただきましたので、平成25年度 総務文教常任委員会所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

この所管事務調査につきましては、平成25年第2回定例会におきまして、平成25年6月18日から平成26年3月31日までの間、閉会中も継続調査できるよう議決を受け、実施したものであります。

具体的な調査及び質疑の内容については、省略いたしますが、平成26年1月28日には、委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり調査所見として、まとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容につきましては、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきますと思います。

(1) 入札の執行にあたっては、今後とも適正な執行に努めるとともに、町内の雇用や経済効果などの地域循環型経済を念頭に進めていくことを求めるものである。

(2) まちづくり推進会議については、再度、その目的と役割を明確にしたうえで進めていく必要がある。また、今後の課題として、まちづくりについての住民参画に関わる制度の確立を図ることが望まれる。

まちづくりパワーアップ特別対策事業については、町民の新規事業への幅広い支援として、その成果は評価できるものである。さらに、町民に対し分かりやすい制度の周知に努めることを求めるものである。

また、本年度からスタートした車座トークについては、開催団体等の拡大を図ることが課題であり、より一層の事業の周知に努めていくことを求めるものである。

(3) 国民健康保険事業については、国の制度改革の方向を見据えながら、今後とも事業の安定化のため、国庫負担率の引き上げなどの財政支援について、関係機関をつうじ求めていくことが必要である。

また、保険給付費の抑制に関しては、健康に対する意識高揚を図ることが最も重要であり、そのために関係機関と連携を図り効果的な予防業務を実施していくことを求めるものである。

短期証や資格証の発行にあたっては、これまでと同様、家族構成や生活実態に十分配慮した対応を望むものである。

(4) 税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が見られるところである。

同時に、税の公平性の原則からも引き続き滞納繰越額の縮減に向け、努力を求めるものであるが、滞納者の課税状況などや生活実態を考慮した対応を望むものである。

(5) 特別養護老人ホーム「静寿園」の増床に伴う施設整備にあたっては、今後の施設運営などを含め十分な協議のもと、進めていくことを望むものであり、また、ショートステイやデイサービスなどの在宅サービスの推進を図り、新規利用者の不安を取り除くため積極的な取り組みを求めるものである。

今後、増加が予想される認知症については、現状の実態の把握と認知症に対する町民の知識や理解を広く求め、患者や家族の生活を支える体制づくりが必要と考える。

また、高齢者ハイヤー利用サービス事業および路線バス高齢者利用支援事業などの高齢者の足の確保については、利用者に好評であり評価できるものである。今後は利用状況を見極めながら制度の拡充についても検討を望むものである。

(6) 昨年開設した児童センターについては、その目的が果たされていると評価できるものである。今後においては、障がい児の入所などに配慮した指導員の配置など、安全な施設運営を望むものである。

(7) 各種健診の実施にあたっては、町民の保健推進の基本であることから、引き続き町民への周知に努め、今後さらなる受診率向上につなげていくことを望むものである。

(8) 子育て支援センターの運営については、子育て世代の中心的存在となっており、その役割は十分果たされていると認められる。新たな利用者のきっかけとなるよう、利用状況などのPRを積極的におこなっていくことを望むものである。

さらに、子育てに対する悩みや不安を抱え孤立していくことを防ぐため、子育て支援センターが中心となり関係各課、各機関などと連携を図り対応していくことを望むものである。

(9) 保育園および幼稚園の運営に関し、今後、予定される幼保一体化施設については、関係者並びに利用者などと十分な協議の中での計画策定を望むものであり、あわせて施設整備に関わる財源の確保についてもできる限りの努力を求めるものである。

(10) 町営温水プールについては、適正な管理のもと事故防止に努めるとともに、施設機能の維持のため、老朽化した設備等の更新計画を策定する必要がある。

また、保健事業と連携し、町民の健康管理を目的とした事業の展開をおこなうなど、利

用者拡大とあわせ施設の目的に沿った運営を求めるものである。

(11) 図書館の運営については、近隣市町村などとの連携により、図書貸し出しに関わる効率をさらに高めることを求めるものである。また、今後予定される施設整備にあたっては、図書館振興計画をもとに将来のめざす姿を幅広く議論していく中で、本町としての特色や町民の希望に沿った複合的機能もあわせ検討していくことを望むものである。

(12) 歴史館の運営については、これからも引き続き本町の歴史を学ぶ場として、利用拡大に努めていくことを望むものである。

(13) その他委員会に属する事項

① 職員研修の実施にあたっては、職員個々の意識と能力を高めるため、その目的、効果を精査しながら積極的に派遣していくことを望むものであり、そのための環境や体制についても整備していくことを望むものである。

② 地域担当職員制度については、地域とのパイプ役として定着しつつあるものの、地域間での受け止め方に差異があると見受けられる。さらに、町民がその目的などについて十分理解するための取り組みを求めるとともに、職員の職務としての目的を再確認していくことを望むものである。

③ 要保護、準要保護の認定に関しては、特に生活保護制度が改正されたことに伴い、準要保護への影響が懸念されることから、その内容について、保護者に周知が必要であるとともに、その影響を最小限にとどめる措置を講じることを求めるものである。

以上をもって、総務文教常任委員会 所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 次に、産業建設常任委員会、お願いをいたしたいと思います。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） それでは、議長からのお許しをいただきましたので、平成25年度 産業建設常任委員会 所管事務調査の結果について、ご報告申し上げます。

所管事務調査の経過につきましては、先ほど総務文教常任委員会のところで述べられていましたので、省略させていただくこととし、本委員会においても平成26年2月6日に委員会としての最終的な協議を行い、全委員の一致した意見として、報告書のとおり、調査所見としてまとめましたので、今後の町政執行にご配慮いただきたいと思います。

なお、その内容については、総務文教常任委員会同様、調査所見の朗読をもって、報告にかえさせていただきたいと思います。

(1) 農業振興については、TPPをはじめとする農政改革など、国の基本政策に対し農業委員会やJAなどの関係機関と十分な連携のもと、農業者に対し迅速で的確な情報の提供をおこなうとともに、町としての基本方針の確立を求めるものである。

また、農業担い手対策については、新規就農者への支援や後継者の研修などの施策の充実とあわせ、担い手対策推進協議会を中心とする後継者対策の活動を引き続き支援していくことを求めるものである。

(2) 畜産振興については、町営牧場の利用拡大を進めるため、計画的な草地の更新と適正な管理により、良質な草地を維持し、その役割を高めていくことを望むものである。

また、本町の畑作経営に大きな役割を占めている酪農家の経営安定化のため、TMRセンターをはじめとする関連団体への支援や酪農振興対策などについて、JAなどの関係機関と一体となった施策の推進を求めるものである。

(3) 中小企業の振興については、商工業の振興対策として実施されている住環境リフォーム促進事業については、町内の経済効果に大きく貢献していると評価できるものである。

今後においては、利用者の動向とニーズを踏まえ、事業の継続並びに在り方についての検討を求めるものである。

また、空き店舗などの活用を含めた商店街の振興対策については、行政が積極的な役割を果たしながら、商工会を含め町内の幅広い意見を考慮し進めていくことを望むものである。

(4) 堆肥供給センターについては、さらに良質な堆肥の供給のため、施設の適切な維持管理を望むものである。

(5) 温泉保養センターの管理運営については、適切な管理のもと、維持管理経費の削減を図るとともに、町民の健康とやすらぎを目的に施設のPRを含め利用者拡大に向けた取り組みを求めるものである。

また、将来的には、再生可能エネルギーの導入も視野に入れた調査、検討を望むものである。

(6) 町営住宅及び町有住宅の維持管理については、住宅使用料の滞納を長期化させない対策を講じていく必要があり、さらには、入居者の状況の変化に対応する住み替えなどの制度化についても検討を求めるものである。

また、今後の公営住宅の在り方については、高齢化社会における地域コミュニティの形成や複合的機能などについて、検討していくことを望むものである。

(7) 建築及び土木工事の執行については、今後とも財政健全化の推進を図りながら計画的な公共工事の執行を望むものである。

また、施設の整備計画の策定にあたっては、関係者などの意見を考慮した計画の策定とあわせ、将来の維持管理や再生可能エネルギーの導入などについても十分な検討を望むものである。

さらに実施にあたっては、計画的に事業が遂行されるよう求めるものである。

なお、公共工事の施工にあたっては、その工事費の中で、積算された労務単価などが、適切に賃金等に反映されていることなど、行政として検証することが必要である。

(8) 上水道の運営については、今後とも安全で安定した水道水の供給のため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、限りある水資源の有効活用のため、さらなる有収率の向上への努力を求めるものである。

また、水道ビジョンに基づく老朽施設の更新については、町民の十分な理解を得た中で、計画の策定が進められることが必要である。

(9) 道路、河川の維持管理については、災害により恒常的に被害を受ける箇所解消が望まれることから、地域や関係者の理解を求めながら、早期解消に向けた努力を求めるものである。

また、計画的な改修を進めていくために、道路や河川の再整備に関する制度化を引き続き国などに対し、強く要望していくことを求めるものである。

(10) 公園の管理状況については、遊具等の日常点検を重点とし、事故防止に万全を期すことを望むものである。

また、レクリエーション公園の芝桜の植生回復に向けては、実効性のある手法の早期確立を求めるものである。

(11) 町有林の適正な維持管理のため、職員の専門知識の習得並びに関係機関との連携が強く望まれるところであり、さらには路網の整備をはじめとする森林整備などに対し、国の施策の積極的な展開を要望していくことを求めるものである。

また、公共施設の地元材の活用などによる木材産業の推進とあわせ、林地残材を活用した木質バイオマスエネルギー利用などを検討し、環境貢献とあわせ町有林の価値を高める施策を望むものである。

(12) その他委員会の所管に関する事項

随意契約の執行にあたっては、これまでと同様、公平、公正で適正な執行を望むものである。

以上をもって、産業建設常任委員会 所管事務調査結果報告とさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、所管事務調査結果報告を終了いたします。

◎所管事務調査について

○議長（橋本憲治君） 日程第28、所管事務調査についてを議題といたします。

議案書130ページ及び131ページです。

お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から所管事務調査について、平成26年度閉会中も継続して調査できるよう、議決の願い出が議長に対して出されております。

これを認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から、願い出のあった所管事務調査項目について、平成26年度閉会中も継続して調査できるよう決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（橋本憲治君） これにて、平成26年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

散会 午前11時12分